

令和5年度 第1回芦屋市指定管理者選定・評価委員会

(体育館・青少年センター等) 会議要旨

日 時	令和5年5月12日(金) 10:00~12:00
場 所	芦屋市役所東館3階中会議室
出 席 者	委員長 豊田 孝二 副委員長 京田 弘幸 委 員 倉本 宜史 石井 隆之 松尾 信之介 市出席者 上田企画部長 三柴DX行革推進課主幹 井上DX行革推進課主査 堀谷DX行革推進課課員 事務局 田嶋社会教育室長 高橋スポーツ推進課長 木田スポーツ推進課係長
事務局	スポーツ推進課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 社会教育室長あいさつ
- (4) 出席者自己紹介
- (5) 委員長互選・副委員長の指名
- (6) 会議運営に関する説明等
- (7) 議題
 - ① 募集要項・業務仕様書について
 - ② 審査要領・選定基準について
- (8) 次回以降の委員会日程について
- (9) 閉会

2 提出資料

- 資料1 委員名簿
- 資料2 募集要項(案)

- 資料3 業務仕様書（案）
- 資料4 審査要領（案）
- 資料5 選定基準（案）
- 資料6 体育館・青少年センター、川西運動場、東浜公園有料公園施設、西浜公園有料公園施設、芦屋中央公園野球場、芦屋中央公園芝生広場位置図
- 資料7 令和3年度外部評価表

3 審議経過

(1) 開会

事務局： 定刻になりましたので、ただ今より第1回芦屋市定管理者選定・評価委員会（体育館・青少年センター、川西運動場、東浜公園有料公園施設、西浜公園有料公園施設、芦屋中央公園野球場、芦屋中央公園芝生広場）を開催いたします。

(2) 委嘱状交付

事務局： 初めに委嘱状の交付ですが、本来、市長から委嘱するところですが、本日は別の公務のため出席できませんので、あらかじめ机の上に置かせていただき、委嘱状の交付といたします。

(3) 社会教育室長あいさつ

----- 社会教育室長あいさつ -----

(4) 出席者自己紹介

----- 出席者自己紹介 -----

(5) 委員長互選・副委員長の指名

事務局： 次に芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第3条により、委員長は委員の互選によって定めることとなっており、また、副委員長は委員長が指名することになっております。

まず、委員長につきましては、いかがいたしましょうか。

倉本委員： 豊田委員にお願いするのは、いかがでしょうか。

事務局： 皆様いかがでしょうか。

----- 異議なしの声 -----

事務局： それでは豊田委員、よろしく申し上げます。
それでは豊田委員長、副委員長の指名をお願いします。

委員長： 副委員長は、京田委員にお願いしたいと思います。

----- 異議なしの声 -----

事務局： ただいまご指名のありました、京田委員に副委員長をお願いいたします。
それでは恐れ入りますが、豊田委員長と京田副委員長は席の移動をお願いいたします。

----- 指定の席に着席 -----

事務局： それではこの後の議事進行につきましては、委員長をお願いいたします。豊田委員長、よろしくをお願いいたします。

(6) 会議運営に関する説明等

委員長： では、本委員会の成立要件の確認をいたします。事務局から報告をお願いします。

事務局： 本日は委員定数5名中、5名の委員の皆様にご出席をいただいております、過半数の出席がございますので、本委員会は成立しております。

委員長： 次に、本委員会の公開、非公開についてお諮りいたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局： 芦屋市情報公開条例で附属機関の行う会議は原則公開と定められております。ただし、芦屋市情報公開条例第19条により、非公開情報が含まれる事項の審議や公開することにより会議の構成または円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば公開しないことができることとなっております。

本日の審議におきましては、公開することで、募集内容、審査要領、配点の記載がある選定基準を、特定の法人が早く知ることにより、有利となる可能性があり、また公平・公正な競争が損なわれる恐れがあるため、非公開とすべきと考えております。

委員長： 事務局から説明がありましたが、会議を非公開とすることにご異議はございますか。

----- 異議なし -----

委員長： それでは、会議を非公開に決定します。
次に、議事録の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

事務局： 議事録の公開につきましては、非公開の会議であっても、発言者名を含め、非公開の趣旨を損なわない範囲で公開すべき、とされているところですので、そのように取り扱いたいと考えております。

委員長： ただいま事務局から説明がありましたが、質問・意見はございますか。

----- 質問・意見なし -----

委員長： それでは、議事録の取扱いにつきましては、発言者名を含め、「非公開の趣旨を損なわない範囲で公開」とさせていただきます。

(7) 議題

①募集要項・業務仕様書について

委員長： それでは、本日の議題であります、「募集要項・業務仕様書」について事務局から説明をお願いします。

事務局： 募集要項・業務仕様書について説明

委員長： 説明は終わりました。ご質問があればお願いします。

松尾委員： 募集要項の様式2の(7)自主事業案のところに具体的な事業が記載されていくと思いますが、スポーツ推進計画の政策目標の4つの目標のどれに該当するかを分かるように記載いただけると後ほどやりやすいのかなと思います。

事務局： 検討します。

倉本委員： 確認だけなんですけど、募集要項の30ページを見ますと、自主事業収入が書かれてまして、現在の管理者がどういう自主事業をされているのかイメージを持ちたいので教えてください。

事務局： 現在自主事業としまして、ダンス教室等が実施されております。

委員長： 募集要項について、4ページまでと5ページ以降で、「で・ある調」から「です・ます調」に変わっているので、どちらかに統一していただければいいかと。

事務局： 「です・ます調」に統一します。

委員長： 募集要項13ページに区分で人件費等があるんですけど、25ページの収支計画との整合性が分かりにくいので整理してもらえれば。

事務局： 検討します。

委員長： 募集要項 3 2～3 5 ページにかけて、*で緊急事態宣言を書いているが、期間をもう少し詳細に書いてもらうほうが分かりやすいかと。

事務局： 分かりました。

委員長： 業務仕様書 1 2 ページ 6 指定管理者が行う管理運営業務（1）キでホームレスとありますが、一般通念上の言葉なのか。ちょっとここだけ浮いてくるような気がして。もう少し柔らかい表現というか。もっと適切な表現があれば。

市出席者： 確認いたしまして、仕様書に反映させていただきます。

委員長： 業務仕様書 2 1 ページ 7－3 維持管理（屋外管理）（5）のイの（キ）ですが、業務日誌を作成し、1 か月分を翌月 4 日までに市に提出する。と書かれていますが、今年の 5 月のような 4 日が祝日の場合、出せないと思うので原則とか何かを入れたほうがいいのかなど。

事務局： 分かりました。

京田委員： 募集要項 1 2 ページ（3）選定基準 カ収支計画において、指定管理料の予定価格が、税込となっています。消費税がこの 5 年の間に変わった場合はどうなるのでしょうか。

市出席者： 仕様書になるんですが、2 6～2 7 ページにかけて責任分担を掲載しております。「施設の管理運営に影響を及ぼす税制・法令等の変更」については市の責任ということで二重丸をつけさせていただいております。

委員長： 読めば分かるようにはなっているんですね。ただ募集要項 3 ページの利用料金については明確に使用料金は変わるとうたっているのも、もし質問があった場合は丁寧に対応してください。

事務局： 分かりました。

委員長： では、今まで意見が出たところについて、修正及び検討をお願いします。

②審査要領・選定基準について

委員長： 次に「審査要領と選定基準」について説明をお願いします。

事務局： 審査要領と選定基準について説明。

委員長： 説明は終わりました。ご質問があればお願いします。

石井委員： 直接基準等の内容じゃないんですけど、前回の応募時って何者くらい応募されましたか。

事務局： 3者です。

委員長： 他は大丈夫ですかね。では審査要領と選定基準については、ご検討いただいて必要があれば修正をお願いしたいと思います。

なお、委員会でご指摘させていただいた内容の修正や確認について、委員長の私に一任をお願いできればと思います。

(8) 次回以降の委員会日程について

委員長： 特に大丈夫でしょうか。もう特にないようですので、次に、次回の日程調整及び現地見学について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 第2回は7月3日（月）午前10時～、第3回は7月28日（金）同じく10時～、開催いたします。場所等の詳細につきましては後日ご連絡いたします。

また、ご希望される方がいらっしゃる場合、現地見学を7月3日（月）の第2回委員会後の13時30分から開催させていただく予定です。

最後に、冒頭に申し上げましたが、事業者からの応募締め切り後に事業者との利害関係の有無について委員の皆様にご照会をさせていただきます。

利害関係にある場合は公平な審査を行うために委員を交代させていただく場合がございます。事務局からは以上でございます。

(9) 閉会

委員長： それでは、本日の委員会は終了いたします。お疲れ様でした。